

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年9月23日 21時10分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市伊野田漁港東方沖 石垣御神埼灯台から真方位089° 9.96海里付近 (概位 北緯24° 27.4′ 東経124° 15.6′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年10月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.45m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約27℃ 石垣市には、9月23日15時41分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、水深約10mの海域で船首部から四爪錨及び錨索約15mを海中に投入して錨泊中、操縦者が船体中央よりやや後方の右舷側に座り、同乗者1人が船体中央部に座り、乾舷が約0.4mとなった状態で釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、釣りを続けていたところ、波高約1.0mのうねりを受け、海水が船尾部の舷縁を越えて船内に流入し、船尾部に舷縁の半分の高さまで滞留していることに気付き、ペットボトルで排水作業を始めた。</p> <p>操縦者は、排水作業を続けながら、うねりの低い場所に移動しようと思い、同乗者に船首部に移動して錨索を伸ばすよう依頼し、同乗者が立ち上がった際、船体のバランスが崩れて右舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に海中に投げ出された後、転覆した本船の船底に這い上がったものの本船を復原できなかったため、防水パックに入れていた携帯電話で118番通報を行い、海上保安庁から連絡を受けて来援した消防のゴムボートにより救助され、本船は、船長が手配した業者によって付近の漁港にえい航された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>操縦者は、出港前に天気予報を確認していたが、波浪注意報が発表されていることは知らなかった。</p> <p>国土交通省海事局が発行したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートが安全に航行できる波の範囲は、乾舷の高さの半分以下である波高0.2mくらいまでが目安とされている。</p> <p>操縦者は、本事故時、ミニボートを操縦するのが初めてであった。本船には、バケツなどの排水を行う用具がなかった。</p>
分析	<p>本船は、波高約1.0mのうねりが発生している海域において、操縦者及び同乗者が乗船して乾舷が約0.4mとなった状態で、流入した海水が船尾部に滞留して船体のバランスが不安定な状況下、同乗者が、操縦者から船首部に移動して錨索を伸ばすよう依頼されて立ち上がったことから、船体のバランスが崩れて右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波高約1.0mのうねりが発生している海域において、操縦者及び同乗者が乗船して乾舷が約0.4mとなった状態で、流入した海水が船尾部に滞留して船体のバランスが不安定な状況下、同乗者が、操縦者から船首部に移動して錨索を伸ばすよう依頼されて立ち上がったため、船体のバランスが崩れて右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が極めて小さいことを考慮し、天気予報を十分に確認し、気象及び海象の状況に応じて出航を中止すること。 ・ミニボートの乗船者は、立ち上がることにより船体のバランスが不安定になるため、移動する際には低い姿勢を保ち、船体のバランスが崩れないよう注意すること。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートは重心の偏りで傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。 ・ミニボートの操縦者は、バケツなどの排水を行う用具を備えておくことが望ましい。